

気軽に

お悩み解決！ 法律コーナー

今月の担当は…

第2回



よしひろ
松本良啓弁護士

このコーナーでは、岩手弁護士会所属の弁護士による、身の回りの悩みごと、トラブルなどを未然に防止するための法律知識などを紹介します。

今回は…「相続」についてです！

—「相続」ってなんですか？

例えば、父親が亡くなって残された土地がある場合、残された財産（遺産）を誰に引き継ぐか、という問題が発生します。こうした死後の財産の引き継ぎを、相続といいます。

—相続人ってどうやって決めるんですか？

亡くなった方が、遺言書を残している場合は、その意思に従って財産が引き継がれます。そうでない場合には、法律の規定に従って相続人が決められます。

法律では、亡くなった方の配偶者（夫や妻）は、常に相続人になるとしています。また、お子さんがいれば、お子さんも相続人になります。お子さんがいなければ亡くなった方の直系尊属（両親など）が、それもいなければ兄弟姉妹が相続人になります。

—何人も相続人がいた場合は？

相続人が複数となる場合には、誰がどのような割合で相続するか、という相続分についても定められており、こうした規定に従って財産の引き継ぎを行っていくこととなります。

もっとも、相続については、相続人同士の話し合いで、法律の定めとは異なる分け方をすることがで

きます。話し合いがまとまらなければ、調停や審判といった、裁判所の手続を利用することもできます。

—負の遺産も相続の対象になるんですか？

亡くなった方のことを「被相続人」といいますが、被相続人の遺産を調べたところ、借金ばかりだったということもあります。借金のような負の遺産も、被相続人の残した財産であることには変わりないので、相続人が引き継ぐこととなりかねません。

—負の遺産まで相続できません！

こうした場合の不都合に備えて、相続人には、相続を放棄することが認められています。実際に相続を放棄するには裁判所の手続きが必要で、また被相続人の死亡から原則3カ月以内に申し出をしなければならぬのですが、よく利用されています。

法律相談を利用するなどして、的確に手続きを進めていただきたいと思います。

—山田町法律相談センター—

- ▷相談日 毎週月・水・金曜日、毎月最終土曜日
- ▷時間 午前10時～午後3時（受け付けは午後2時半まで）
- ▷設置場所 旧山田病院3階（八幡町）
- ◆問い合わせ ☎81-2560

松本弁護士に直接ご相談の方は、松本法律事務所（宮古市南町11-18・☎77-4660）へどうぞ。



「なんかやつぺす！」

その気持を、応援します

◎カラオケ機器などの無料貸し出しとコミュニティ活動費をサポート

公益財団法人・国際開発救済財団（FIDR）では、町内の皆さん同士の交流促進のため、無料でカラオケ機器やパーベキューセットなどの貸し出しをしています。また、町民の皆さんによるコミュニティ活動への活動費サポートも行っています。自治会活動をはじめ、子ども会や各交流会などにご利用いただき、事前にお申し込みの上、各種イベントなどでご利用ください。

▽貸し出し機器

- ・カラオケ機器セット：1台
- ・パーベキューセット（大）：1セット
- ・パーベキューセット（小）：6セット
- ・テント（大）：1張
- ・テント（小）：1張
- ▽活動費サポート 1人あたり上限500円（材料、資材、食材費など）

◆**申込先・問い合わせ**（公財）
国際開発救済財団（☎090-1285215969）へ。